

北海道告示第10039号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第2号に掲げるかに固定式刺し網漁業(オホーツク総合振興局管内及び宗谷総合振興局管内沖合海域)について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和6年1月16日

北海道知事 鈴木直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可区分	備考	
(1)漁業種類	(2)操業区域		(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数				(6)漁業を営む者の資格
かに固定式刺し網漁業	A海域	斜里、目梨両郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から32度30分の線以西、東経143度59.8分の線以東、北緯44度40.1分の線以南の海域。	4月1日から12月31日まで	3隻	20トン未満	オホーツク総合振興局管内に住所を有する者	令和6年1月18日から同年2月17日まで	(1)	1. 許可の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。 2. 起業の認可の有効期間は、令和6年4月1日から同年9月30日までとする。 なお、北海道漁業調整規則第8条の規定による当該起業の認可に基づく許可の有効期間は、許可の日から1に掲げる許可の有効期間の満了の日までとする。
同上	B海域	雄武、枝幸両町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カの点を順次に結ぶ線と最大高潮時海岸線に囲まれた海域。 点ア 北緯44度54分、東経143度8分の点 点イ 紋別郡音稲府岬突端北東16海里の点 点ウ 点イとサロマ湖灯台中心点から7度15.7海里の点を結ぶ線と紋別市、湧別郡界26度30分の線との交点 点エ 紋別市、湧別郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から26度30分25.000メートルの点 点オ 東経143度59.8分の線上距岸25,000メートルの点 点カ 東経143度59.8分の線と最大高潮時海岸線との交点	4月1日から9月15日まで	32隻	15トン未満	同上		(2)	3. 申請書の提出先は、オホーツク総合振興局産業振興部水産課とする。 4. 許可に当たっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、オホーツク総合振興局長を経由して知事に報告しなければならない。 (2) 海中に敷設する網反数は、300反を超えてはならない。 (3) 使用する刺し網の網目は、結節から結節までの長さが15.15センチメートル以上でなければならない。 (4) 海中に敷設する漁具の各のしの両端には、漁船名及び許可番号を記載した標識を付さなければならない。 (5) 甲長8センチメートル以上のけがにの雄がにが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 (6) 雌のたらばがに及びあぶらがに並びに甲幅13センチメートル未満の雄のたらばがに及びあぶらがにが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。ただし、揚網毎にその揚網した総反数について、一反平均一尾を超えない場合は、この限りではない。 (7) 前項のただし書きに該当するたらばがに及びあぶらがにには、販売してはならない。 (8) 5月1日から6月15日までの間、なまこが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 (9) 知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。 (10) 我が国領海及び排他的経済水域内の海域以外に立ち入ってはならない。